

# 川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部改正について

## ● 改正の経緯について

地区計画は、地区の特性に応じて、このまちを将来どのようなまちにするかといった目標と、その目標を実現するためのまちづくりのルールを定めることにより、より良いまちへと誘導することを目的とした制度です。

「川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」（以下「条例」という。）は、地区計画の内容の実現をより確実に担保するために、建築基準法第68条の2の規定に基づき、建築物の制限について、必要な事項を定めるものです。

このたび、「六間通り線沿道地区」並びに「桜町3・4丁目及び周辺地区」において、新たに地区計画を定め、これに応じた建築物に関する制限を設けるとともに、所要の修正を加え、条例の一部を改正するものです。

## ● 条例の対象となっている地区計画の区域について

